

枚方京田辺環境施設組合行政不服審査法施行条例

平成28年7月1日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第38条第6項において読み替えて適用する同条第4項の規定及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額（他の法令において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 白黒で交付する場合 用紙1枚（日本工業規格A3判以内の大きさに限る。以下同じ。）につき10円（両面に複写され、又は出力された用紙については、20円）
- (2) カラーで交付する場合 用紙1枚につき50円（両面に複写され、又は出力された用紙については、100円）

2 前項に規定する書面等を送付により交付する場合は、交付を受けようとする者（第4条において「交付請求者」という。）がその要する費用を負担するものとする。

(手数料の納付)

第3条 前条第1項に規定する手数料は、請求された書面等の交付の際、納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）は、交付請求者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者である場合のほか、特別な理由により第2条第1項に規定する手数料を納付する資力がないと認めた場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 第2条第1項に規定する手数料の減額又は免除を受けようとする交付請求者は、書面等の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面には、交付請求者が生活保護法に基づく保護を受けていることを証明する書面その他必要と認める書面を添付しなければならない。

(枚方京田辺環境施設組合行政不服審査会)

第5条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、事件ごとに枚方京田辺市環境施設組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、3名の委員で組織する。

3 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

4 委員は、その職務が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。